

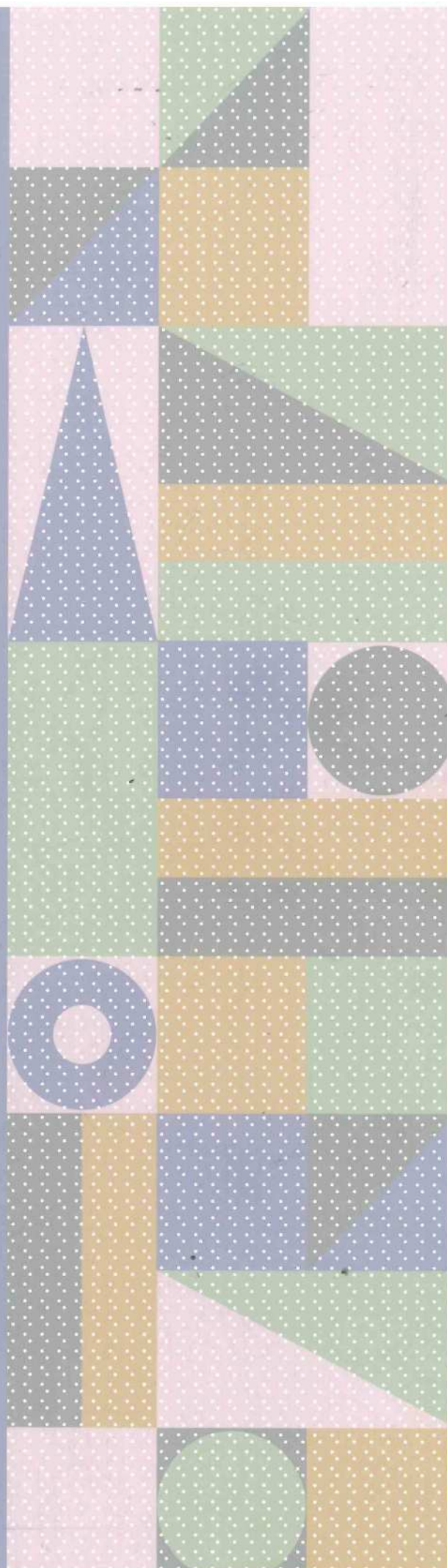
平成31年度
食産業学研究科

履修ガイド

2019

宮城大学

この履修ガイドは修了まで大切に保管してください



目 次

学年暦

食産業学研究科【博士前期課程】	1
食産業学研究科【博士後期課程】	2

総論

1 修業年限, 在学期間及び在学年限	3
2 授業期間	3
3 授業科目	3
4 シラバス	3
5 時間割	3
6 履修登録	4
7 授業への欠席及び遅刻	4
8 休講	4
9 補講	4
10 試験・成績評価	4
11 追試験・再試験	4
12 成績発表	4
13 課程の修了及び学位の授与	5
14 学業に関する相談	5
15 事務部窓口時間	5

履修登録ガイド	7
---------	---

食産業学研究科【博士前期課程】

1 食産業学とは何か	9
2 人材養成の目標	10
3 食産業学研究科博士前期課程の構成と特徴	10
4 教育課程の編成, 履修指導及び研究指導の方法	
(1) 修了要件	13
(2) 履修指導	13
(3) 研究指導	15
(4) 履修モデル	16
5 参考資料	
(1) 食産業学研究科博士前期課程教育課程の概要	17
(2) 各領域・分野の履修モデル	19

食産業学研究科【博士後期課程】

1 食産業学とは何か	25
2 人材養成の目標	25
3 食産業学研究科博士後期課程の構成と特徴	26
4 教育課程の編成, 履修指導及び研究指導の方法	
(1) 修了要件	28
(2) 履修指導	28
(3) 研究指導	29
(4) 履修モデル	29
5 参考資料	
(1) 食産業学研究科博士後期教育課程の概要	31
(2) 各領域・分野の履修モデル	32

関係規程

宮城大学大学院学則	35
宮城大学大学院食産業学研究科履修規程	48
宮城大学大学院長期履修規程	52
宮城大学大学院の学生による他研究科授業科目の履修に関する実施要綱	57
食産業学研究科論文審査基準	63

学 年 曆

平成31年度 食産業学研究科(博士【前期】課程) 学年暦

※「学生便覧 平成31年度」に掲載の「宮城大学学年暦」と併せてご覧ください。

【前期】

4月	春季休業	4/ 1(月)～ 4/ 7(日)
	入学式	4/ 3(水)
	オリエンテーション	4/ 3(水)
	前期授業期間	4/ 8(月)～ 8/ 6(火)
	履修登録期間	4/ 8(月)～ 4/12(金)
	履修登録修正期間	4/17(水)～ 4/22(月)
	学生時間割提出期間	4/23(火)～ 4/25(木)
	履修登録取消期間(前期分)	4/26(金)～ 5/ 8(水)
	◆研究指導教員の指定(M1)	4月下旬
5月	履修登録科目確定(前期分)	5/10(金)
8月	前期試験期間	7/31(水)～ 8/ 6(火)
	夏季休業	8/ 7(水)～ 9/19(木)
9月	前期成績発表	9/17(火)
	◆修士論文中間発表(M2)	9月中旬

【後期】

9月	後期授業期間	9/20(金)～ 1/31(金)
10月	履修登録修正期間	9/20(金)～ 9/30(月)
	学生時間割提出期間	10/ 2(水)～10/ 4(金)
	履修登録取消期間(後期分)	10/ 7(月)～10/11(金)
	履修登録科目確定	10/15(火)
12月	◆修士論文中間発表(M1)	12月中旬
	冬季休業	12/25(水)～ 1/ 6(月)
1月	◆学位申請書・修士論文提出(M2)	1月末日
2月	後期試験期間	1/27(月)～ 1/31(金)
	◆修士論文発表会を兼ねた最終試験(M2)	2月下旬
3月	修了生発表	3/ 6(金)
	学位授与式	3/19(木)
	在学者後期成績発表	3/23(月)

※日程等は変更する場合がありますので、ご確認ください。

平成31年度 食産業学研究科(博士【後期】課程) 学年暦

※「学生便覧 平成31年度」に掲載の「宮城大学学年暦」と併せてご覧ください。

【前期】

4月	春季休業	4/ 1(月)～ 4/ 7(日)
	入学式	4/ 3(水)
	オリエンテーション	4/ 3(水)
	前期授業期間	4/ 8(月)～ 8/ 6(火)
	履修登録期間	4/ 8(月)～ 4/12(金)
	履修登録修正期間	4/17(水)～ 4/22(月)
	学生時間割提出期間	4/23(火)～ 4/25(木)
	履修登録取消期間(前期分)	4/26(金)～ 5/ 8(水)
	◆主・副研究指導教員の指定(D1)	4月下旬
	◆研究計画書の提出(D2)	4月下旬
	◆最終題目の提出(D3)	4月下旬
5月	履修登録科目確定(前期分)	5/10(金)
7月	◆研究計画書提出(D1)	9月末日
8月	前期試験期間	7/31(水)～ 8/ 6(火)
	夏季休業	8/ 7(水)～ 9/19(木)
9月	◆博士論文中間発表会(D1)	9月中旬
	◆博士論文中間発表会(D3)	9月中旬
	前期成績発表	9/17(火)

【後期】

9月	後期授業期間	9/20(金)～ 1/31(金)
10月	履修登録修正期間	9/20(金)～ 9/30(月)
	学生時間割提出期間	10/ 2(水)～10/ 4(金)
	履修登録取消期間(後期分)	10/ 7(月)～10/11(金)
	履修登録科目確定	10/15(火)
11月	◆予備審査(D3)	11月
12月	◆学位論文提出 ※予備審査で「提出可」の判定を受けた学生のみ(D3)	12月下旬
	◆博士論文中間発表会(D2)	12月～3月
	冬季休業	12/25(水)～ 1/ 6(月)
2月	後期試験期間	1/27(月)～ 1/31(金)
3月	在学者後期成績発表	3/23(月)

※日程等は変更する場合がありますので、ご確認ください。

総論

総論

ここでは、食産業学研究科に共通する事項を解説します。

1 標準修業年限、在学期間及び在学年限(宮城大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第16条)

学業を修めるために必要な最小限の年数のことを「標準修業年限」といい、博士前期課程では2年、博士後期課程では3年となっています。したがって、原則として当該年数以上在学しなければ修了することはできません(これを在学期間と呼びます)。ただし、優れた成績を上げた研究科教授会が認める者については、在学期間を短縮することもあります。また、博士前期課程では4年、博士後期課程では5年を超えて在学することはできません(これを在学年限と呼びます)。在学年限を超えて、なお所定の課程を修了できない場合は、除籍されます。

ただし、再入学を許可された学生、及び学長に長期履修が認められた学生の在学年限については、個々に定められます。

2 授業期間(大学院学則第7条)

本学大学院では、半期ごとに単位認定を行う Semester 制となっています。

Semester 制 前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 授業科目(大学院学則第31条、食産業学研究科履修規程第2条)

本学大学院の授業科目は、講義科目と演習科目に大別されます。詳しくは、履修規程で確認してください。

4 シラバス

修学期間を通じ、授業時間毎の授業内容を明示した授業計画等を「シラバス(syllabus)」といいます。シラバスには、授業科目の概要、授業計画、評価方法などが簡潔に説明されています。履修登録する際はもちろん、履修の過程においても、自分の学修計画を立てる手引きとして有効に活用してください。シラバスは、本学ホームページに掲載しています。なお、隔年開講科目で、当該年度に開講しない科目のシラバスも掲載していますので次年度以降の参考にしてください。

5 時間割

授業は、原則として前期・後期授業期間内の月曜日から金曜日まで、時間割に沿って行われます。

授業の開始・終了時刻は下表のとおりです。

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時刻	8:50 }	10:30 }	12:50 }	14:30 }	16:10 }
	10:20	12:00	14:20	16:00	17:40

通常の時間割以外に、以下の開講形態があります。

集中講義・・・夏季休業等の休業日に、集中的に授業を開講するものです。

授業日、場所等は研究棟 1 階の掲示板等でお知らせします。

時間割は、毎年度、教員の交替等の諸事情により変更があります。時間割を確認の上、修了要件を満たせるように計画的な履修を心がけてください。

6 履修登録(食産業学研究科履修規程第 4 条)

授業に出席し、所定の単位を修得するためには、履修登録が必要です。履修登録ができる科目は、「履修規程」別表で、自分の所属学年及びそれ以下の学年に配当されている科目です。

登録の手順等、詳細については、「履修登録ガイド」(P. 7～)で確認してください。

7 授業への欠席及び遅刻

本学大学院においては、欠席届や忌引の取扱いはありません。欠席及び遅刻に対する取扱いは授業の担当教員が判断します。欠席等について連絡する必要がある場合は、担当教員に直接連絡してください。

8 休講

休講の連絡は、担当教員から事務室に連絡があり次第、研究棟 1 階の掲示板等に掲示します。

9 補講

補講の有無は、授業中にアナウンスされるほか、担当教員から事務室に連絡があり次第、研究棟 1 階の掲示板等でお知らせします。

10 試験・成績評価(食産業学研究科履修規程第 6, 7 条)

授業科目の試験は原則として、定期試験期間に行われますが、レポート等で成績を評価する科目などもあります。自分の登録した科目の成績評価方法は、シラバスを参照するほか、担当教員に確認してください。評価方法がレポートの場合、提出期限等は教員からの指示にしたがってください。

11 追試験・再試験(食産業学研究科履修規程第 8, 9 条)

所定の試験に欠席した学生に対する試験(追試験)は原則として実施されません。ただし、病気その他特別の理由によりやむを得ず受験できなかった学生に対しては、本人からの願い出により行われることがあります。また、不合格になった学生に対する試験(再試)についても原則として実施されませんが、研究科教授会の判断により実施される場合があります。

12 成績発表

成績発表は、前期科目については 9 月末、後期科目については 3 月末に学内ホームページ内の「学務管理システム」を通じて行います。なお、自分の履修した科目の成績(「不可」に限る。)について疑義がある場合、成績発表の日から 10 日間(土日、祝日を除く。), 成績質問を受け付けます。

単位の修得状況については、「学務管理システム」の「学生カルテ成績情報」画面でいつでも確認ができますので、各自チェックし、学修の自己管理に努めてください。

1 3 課程の修了及び学位の授与(大学院学則第 37 条, 第 38 条)

本学大学院の課程を修了するためには、原則として博士前期課程は 2 年以上、博士後期課程は 3 年以上在学し、課程ごとに定められた必要単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士前期課程においては、修士論文又は特定課題についての研究成果の審査及び最終試験、博士後期課程においては、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません(「修了要件」)。

各自の修了要件は、「食産業学研究科履修規程」で確認してください。

修了を認定された者には、学位が授与されます。学位には専攻を付記し、博士前期課程は「修士(食産業学)」、博士後期課程は「博士(食産業学)」となります。

1 4 学業等に関する相談

学修上の悩みや質問は、専任教員に直接相談してください。また、非常勤講師への学修上の相談や質問は、必ず非常勤講師の来校時に行ってください。

なお、学生生活や進路上の悩みなどがある場合、各研究科の教員や太白事務室教務・学生支援グループが窓口となって相談を受け付けます。また、学生相談室やキャリア開発室もありますので、こうした場を活用しながら有意義な学生生活を送ってください。

1 5 事務室窓口時間

月～金曜日(祝祭日を除く。) 8:30～17:50

書類等は、必ず時間内に提出してください。

履修登録ガイド

履修登録ガイド

1 履修登録の重要性

- (1) 科目を受講するためには履修登録をする必要があります。
- (2) 登録を怠ると、試験等を受験することができず、受験しても単位として認定されないの、所定の期間内に確実に履修登録を行ってください。
- (3) 履修登録に当たっては、単位修得状況を確認して、修了要件を満たすように留意してください。
- (4) 履修登録期間中には、事務室から様々な連絡事項があるので、各自、掲示板やメールのチェックをこまめに行ってください。
- (5) 履修登録期限後は、登録科目の変更・追加は一切できないので、慎重に登録してください。
- (6) 登録に当たって不明な点は、太白事務室教務・学生支援グループに問い合わせてください。

2 履修登録上の留意点

履修登録は、各自のカリキュラムに沿って行うほか、以下に留意してください。

(1) 履修可能な科目

履修登録ができる科目は、「食産業学研究科履修規程」別表において自分の所属学年及びそれ以下の学年に開講されている科目です。

(2) 隔年開講科目

博士前期課程の開講科目には、隔年で開講する科目があるので、在学期間で計画的に履修してください。(開講年・時期は17, 18 ページで確認できます。)

(3) 単位修得済み科目の登録禁止

一度履修して単位を修得した科目は、再度登録することはできません。

3 履修登録の手順

履修登録は、各科目の開講時期に合わせて、前期と後期に以下の手順で行います。

履修登録に関わる詳しい日時は、別途掲示等でお知らせします。

① 履修登録期間

この期間内に、必ず学内ウェブサイトから登録してください。登録は、「学務管理システム」を通じて行います。操作方法等については、別冊「宮城大学情報ネットワークシステム利用者向け操作マニュアル」を参照してください。

なお、「学務管理システム」による履修登録の結果は、学内ウェブサイトの「履修状況表示(時間割)」で確認することができます。

② 履修登録修正期間～履修登録締め切り

履修登録の追加・修正等を行う場合は、学内ウェブサイトでの履修登録の追加・修正をしてください。また、修正した結果は、学内ウェブサイトの「履修状況表示(時間割)」で確認できます。

各自確認の上、必ず印刷しておいてください。

※時間割の印刷は、履修登録終了後に表示される「印刷」ボタンを押すと印刷できます。

※この期間をもって、履修登録を締め切ります。締め切り以降の科目追加や変更には、理由の如何を問わず応じられません。

※履修登録した科目は、必ず評価の対象となります。学生の都合で受講を勝手に取りやめても、「不可」として評価されます。

③学生時間割提出期間

前の週に印刷した「学生時間割表」を事務室窓口専用 BOX へ提出してください。

④事務室処理期間～履修登録の確定

あなたの最終的な登録時間割が学内ウェブサイト上の「履修状況表示(時間割)」で確認できますので、各自登録内容を確認してください。登録内容が窓口へ提出した「学生時間割表」と異なっている場合は、別途お知らせする期日までに事務室に連絡してください。

食産業学研究科

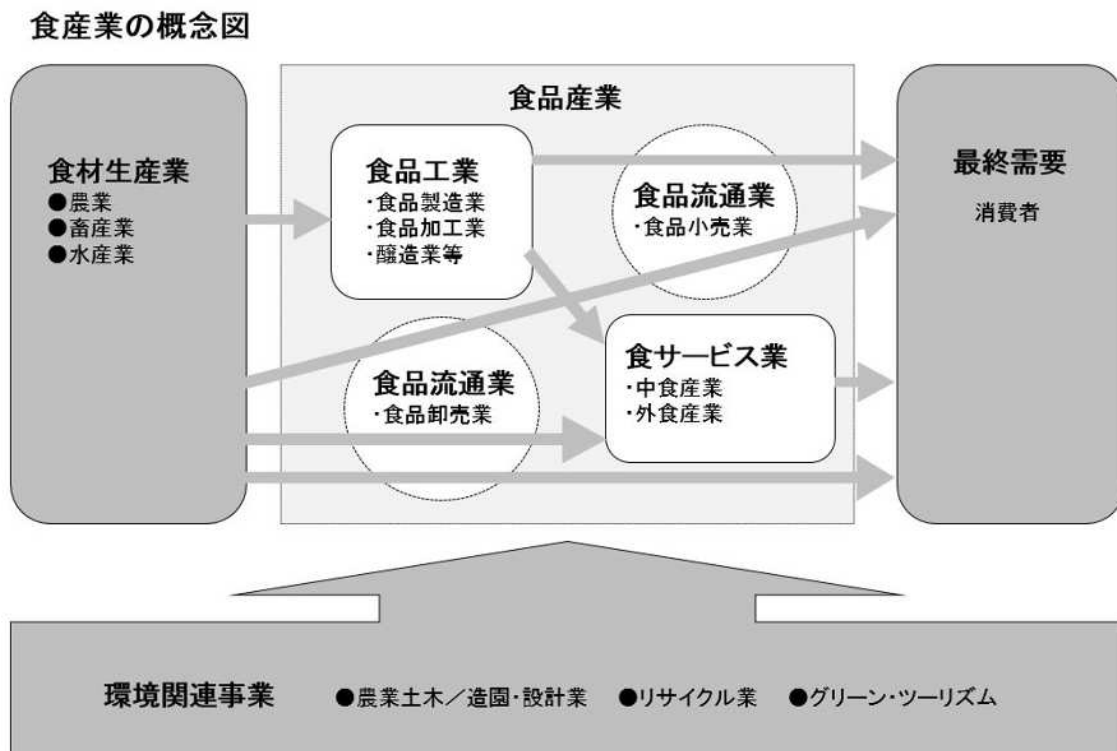
【 博士前期課程 】

食産業学研究科（博士前期課程）

1 食産業学とは何か

食産業とは、食材の生産から始まり食品の消費や食生活に至るまでの一連の産業を、有機的な関連を持ったひとつのシステムとして捉える場合の総称である。

具体的には、以下の3つのサブシステムから構成される。1つは、第1次産業である農業・畜産業・水産業等の「食材生産業」である。2つは、食品工業や食品流通業、そして近年その成長が著しい食サービス業を含んだ「食品産業」である。そして3つ目が、上記2つの産業のリサイクル関係の部分や、農業・農村環境を活かしたグリーン・ツーリズムなどを含んだ「環境関連事業」である。



従来は農業(畜産業、水産業を含む)・食品工業・食品流通業・外食産業というように分野ごとに把握されてきた当該産業は、今日では、農業生産資材供給から、農産物生産、食品加工、流通、消費の全過程を一連の流れとして捉えなければ問題の解決が極めて難しくなっている。例えば、食品安全の対策としてとられるようになったトレーサビリティシステムも、食品の生産流通に関わる流れを一つのシステムとして捉えなければ問題を解決できないという視点から導入されたものである。このように、今日の食を支える諸産業は食に関わる諸産業のシステムとして把握することが求められている。

本研究科が行う食産業学の教育研究の特徴も、まさにこのような現代社会の食をめぐる諸問題を食産業という概念を通して理解し、問題解決に当たるという点にある。

食産業学は以下のようにまとめられる。

①食産業学とは、国民の食を支える食産業を構成する諸産業、及びそれらの産業が機能を発揮す

るために必要となる関連分野について教育研究する学問である。具体的には、農畜水産業、食品工業、食品流通業、食サービス業等の諸産業に加えて、食材生産の場である農山漁村の農地や用水路などの生産基盤等の維持管理や、食料生産に伴う有機物資源のリサイクルなどの課題が対象となる。

- ②食産業学は、食産業のニーズや課題及び食生活の課題に応じて教育研究を行う実学であり育種や栽培・飼養技術の開発による生産力の向上、農業生産基盤と農村環境の整備、農産物及び食品の高付加価値化等に資するものである。
- ③食産業学は、食産業の技術的な側面と、経営的な側面との双方を教育研究の対象とすることから、文理融合的な領域である。

2 人材養成の目標

食産業学研究科博士前期課程は教育目標として「産業振興や地域振興を対象とした食産業に関わる高度職業人の養成」を掲げている。

本学の理念や立地条件及び食産業の特質により、本課程で養成する人材が活躍する場としては、宮城県や東北地方を中心とした地域レベルと、首都圏ないしは全国・世界レベルに大別できる。

地域レベルでは、以下のような人材として活躍することが期待される。

- ①宮城県を中心として地域における食産業関連業界の中核を担い、急速に変化する技術・経営環境に対応し、農業・畜産業など環境に優しい循環型食産業をイノベーションする知識・技術と実践力を持った職業人。
- ②地域で生産される農産物や食品を改良し、海外へ輸出することでマーケットを拡大し、世界規模での激しい変化と再編成に直面している地域の食産業関連中小企業を活性化していく高度な専門知識とノウハウを持った食品流通業職業人。
- ③地産地消や農村の地域資源を活かした地域作りが出来る知識と能力を持った技術者や、食文化、高齢者の食育、食の安全・安心、生活者のニーズ・要求の変化に対応出来る高度に専門的な技術力と経営力を身に付けた食サービス産業人。

全国・世界レベルでは、以下のような人材として活躍することが期待される。

- ①気象変動やグローバルな穀物価格変動に対応し、技術面と経営面の両面より戦略的な意思決定ができる農業・畜産業の経営者。
- ②食品加工やリサイクル分野において世界規模で進展している新たな技術開発の状況に適切に対応出来る高度に専門的な技術力と経営力を身に付けた食品加工・製造業産業人、あるいは食産業に関する公的な研究機関、民間研究機関の調査研究員。
- ③資源価格上昇やバイオ燃料生産の影響による食糧不足への対応や、外国産の加工食品への農薬混入事件に見られるようなグローバル化する経済・社会・技術条件の中で生じている食産業及び国民にとっての課題の解決に貢献できる食品流通業従事者。

3 食産業学研究科博士前期課程の構成と特徴

食産業学研究科博士前期課程は食産業学専攻1専攻により構成される。そして、食産業学専攻の下に「食品イノベーション領域」と「農・環境イノベーション領域」の2領域を置く。

冒頭に示した食産業の概念図のうち、消費者に近いサイドに位置する食品製造業や食サービス産業に関わる部分において、食品の開発・加工・流通・販売等におけるイノベーションの担い手を養成するのが「食品イノベーション領域」である。また、フロー図では川上に位置する農畜産物等の生産・販売等、その基盤となる農村地域の維持管理、さらに食産業全体を包摂する環境に関わる分野でのイノベーションの担い手を養成するのが「農・環境イノベーション領域」である。

「食品イノベーション領域」は、食品ビジネスマネジメント及び食品技術開発の2分野から構成され、また「農・環境イノベーション領域」は、ファームマネジメント及び環境マネジメントの2分野から構成される。

(1) 「食品イノベーション領域」

広く国民から求められている安全・安心な食品の供給を担う食産業分野のイノベーションを支える人材を養成するのが「食品イノベーション領域」の役割である。

本領域では、食品の栄養や機能性、開発、製造、流通、企業経営、安全管理など、食産業が直面している諸問題を、自然科学・技術の側面と社会科学・ビジネスの側面から多面的に研究し教育する。

①食品ビジネスマネジメント分野

食品の開発、製造、流通に係わる諸企業・諸機関の連携をコーディネートし、フードビジネスのクラスター構築に寄与し、食産業が直面している諸問題を、技術とビジネスの両面から解決できる人材を養成する。

具体的には、行政の立場から食品産業と農林水産業の連携による新産業の創出(食産業クラスター構築)に関わる国や県の公務員や、民間企業の経営管理部門やマーケティング部門で企業間連携を企画し運営する社員などが挙げられる。

②食品技術開発分野

食品の機能性などに関する食品科学の新知見を活用し、消費者の健康志向や安全志向に応えるような新食品の開発を行うことができる人材を養成する。

具体的には、食品企業の研究開発部門に専門家として勤務し、食品の新機能の追究や新商品の開発を担当する社員が挙げられる。

また、食品の最も基本的な特性である安全性及び信頼の確保のために、HACCP、ISO22000をはじめとする高度な安全管理システムの運用を含め、フードチェーンの各段階の現場実態に即した的確な食品安全マネジメントを実践できる人材も養成する。

具体的には食品企業の工場のISO22000などの認証取得や運用など、安全管理システムの企画運営を実際に担当する食品企業の品質管理部門の社員が挙げられる。

(2) 「農・環境イノベーション領域」

食材生産を担う農業(水産業を含む)及びその生産現場である農村環境保全、また、食産業全般に係わるバイオマス利用やリサイクルを対象として、食に関する環境の諸科学におけるイノベーションを支える人材を養成するのが「農・環境イノベーション領域」の役割である。

本領域では、持続的かつ生産性の高い食料生産の科学、農業生産の場であると共に豊かな地域

資源を有する農村環境の整備に関する科学，食と農に関する再生可能エネルギーやリサイクルなどの環境科学を対象に，食と農と環境に係わる科学を研究し教育する。

①ファームマネジメント分野

作物から畜産物まで多様な食料資源の持続的生産を可能にし，しかも生産性や付加価値を向上させる技術の開発と普及を行い，これからの地域農業の発展戦略を構想し，革新的な展開を指導していくことができる人材を養成する。

具体的には，国・県・独立行政法人などの試験研究機関において農業技術の開発に関わる研究員，農業政策の企画と実施に携わり，地域農業の革新を指導する公務員や普及指導員を養成する。また，農作物生産と食品産業との連携による新たな需要を創出する先進的な農業法人の経営者，地域農家の営農指導や，農作物や畜産物の生産に地域住民を取り込んで食育指導や地域おこしによる新たな需要を起こす JA などの農業団体職員など，各界における地域農業指導者を養成する。

②環境マネジメント分野

廃棄物やバイオマス，再生可能エネルギーを利活用し，環境負荷とリスクの評価などを実践し，農山漁村と都市の共生に係わる環境問題に対して課題を設定し，自ら解決・対応できる人材を養成する。

具体的には，リサイクル関連企業，食品製造企業，食品流通企業，外食企業等におけるリサイクル部門の技術者や，未利用エネルギー・新エネルギーの開発普及に携わる技術者などが期待される。

また，食の生産基盤である農山漁村の地域資源の保全や生産環境保全，耕作放棄地の利用などの環境再生を行うために，田園環境の創造・修復技術及び計画策定技術を身につけた人材を養成する。

具体的には，農地や水資源などの地域資源やダム・用水路等の施設の維持管理や，農山漁村の社会資本整備に携わる公務員の技術職，地域開発のコンサルタント会社で農村整備計画の立案を担当する専門職員，さらには土木建築関連企業の専門職員などを養成する。

地球温暖化防止，循環型社会形成，農山漁村活性化と都市との共生等の観点からバイオマス・ニッポン総合戦略に基づきバイオマスの利活用が推奨されているが，近年，地球環境と食料供給との競合問題も噴出した。今後，食産業関連では食の環境対応，すなわち環境に適合する農林水産の生産活動や食品リサイクル法への対応，環境ラベルなどの商品の環境適合が求められ，企業においては循環型社会に対応した様々な環境問題を適正に評価し，それを解決できる「環境ソリューション能力」を備えた人材が求められている。つまり食料生産，再生可能エネルギー利用，環境負荷とリスク評価などを実践し，農山漁村と都市の共生に係わる環境問題を科学的に解決し，対応できる人材を養成する。

具体的な人材供給先としては，リサイクル関連企業その他，食品製造企業，食品流通企業，外食企業等において食品残渣のリサイクルや産業廃棄物の削減に取り組むリサイクル部門の社員やバイオ燃料等の新エネルギー開発普及に携わる社員などが期待される。

4 教育課程の編成, 履修指導及び研究指導の方法

(1) 修了要件

博士前期課程の修了は、以下の修了要件を満たした者について認定する。

- ①原則として本研究科に2年間以上在学すること。
- ②定められた必要な所定の科目を履修し、30単位以上の単位を修得すること。
- ③必要な研究指導を受けた上で、修士論文又は特定課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格すること。

これらの修了要件を満たして本研究科の博士前期課程を修了した者には、「修士(食産業学)」の学位を授与する。

なお、他の研究科等で取得した単位のうち、4単位までの既習得単位については、本人からの申請に基づいて研究科教授会で審議の上、本研究科の修了に必要な単位として認めることができる。

また、本研究科の目的に照らし適当と認められるときは、上記の特定課題についての研究成果として、プロジェクト研究の成果を当てることができる。プロジェクト研究の成果の審査により修了要件を満たそうとする場合は、入学時より履修及び研究について指導教員と綿密な計画を立てて実行していくことが必要となるので、十分に注意すること。

在学期間に関しては、産業について十分な経験と知識を持ち、成績優秀な者については1年以上在学すれば足りるものとする。但し、2年間の修学と同レベルの質を担保するために「成績優秀な者」として、具体的には以下の3条件をすべて満たす者という厳しい条件を課している。

- ①1年間で所要の単位をすべて習得している。
- ②プロジェクト研究の成果についての審査の結果、研究科教授会が、特に優秀であると認める。
- ③その他にも顕著な業績を上げていること。例えば、査読ありの学術論文を第一著者として発表している(あるいは印刷中である)、学術書等の単著がある、社会的に高く評価される食産業関連の実践成果を挙げているなど。

この措置を利用しようとする場合も、入学時より指導教員と十分に相談した上で、綿密な計画を立てて実行していくことが必要となる。

(2) 履修指導

①履修指導全般について

食産業に関わる専門領域を広くカバーしている食産業学部の特徴を活かし、また食産業学部内からの進学者や既に食産業の現場での経験を積んだ社会人入学者など、予想される多様な個別ニーズに効果的に応えることができるよう、いわばテーラーメイド型の、大学院生個人々々のニーズに応じてきめ細かな個別の履修指導を行う。

まず、博士前期課程に入学後、指導教員を選定し、研究科教授会に報告し了承を得る。そして指導教員を中心に関連分野の教員も含む複数の教員により履修の支援と指導を行う。

1年前期で開講される導入科目のうち、選択必修科目の「食産業学演習 A」は、原則として

指導教員が担当する。これらの科目においては、演習の初期段階で大学院生の個人々々により異なるキャリアの展望を明確なものとして、そのキャリアの目標を達成するためには何が必要であるかを考慮して、各大学院生の博士前期課程在学期間中の具体的な履修計画を組むと同時に、キャリア形成のために必要な学問の基礎知識や、基礎的な研究手法を身につける。また、同時に開講される必修科目の「食産業学研究特論」を履修することで、広範な食産業学の対象領域の全般についての基本的な研究方法について学び、また、食産業学研究科で扱う教育研究の内容が現実の食産業界においてどのように役立っているのかを理解する。これらの1年次前期の履修科目により、博士前期課程での学習が現実の食産業界とどのような関連を持ち、どのように貢献しているかを知ることは博士前期課程での学習や研究活動を行う上でのモチベーションとして作用することが期待される。

1年の後期では「食産業学演習 B」を選択必修科目として履修する。この演習科目は指導教員が担当し、大学院生が希望するキャリア形成の方向性に合わせて、修士論文の作成にまで繋がるような、それぞれの専門分野の基礎を学ぶ。

専門科目は「食品ビジネスマネジメント」「食品技術開発」「ファームマネジメント」「環境マネジメント」「共通」の5グループに分かれているが、大学院生の希望するキャリアパスや修士論文の研究テーマを考慮し、指導教員の助言と指導を得ながら、本人の目的にあった専門科目を履修するようにプランを作成し、それに従って履修を進める。なお「食産業政策特論」「食品開発学特論」「栄養学特論」「地域農業戦略特論」「農地環境工学特論」「食産業再生可能システム特論」の6科目のうち、2科目4単位を選択し履修しなければならない。

総合科目は、導入科目と専門科目の履修に引き続き、あるいは同時並行的に履修する。「インターンシップ」は教員の助言を得ながら大学院での教育を活かすことができるようなインターンシップ先を探すことから始まり、インターンシップ先との交渉、インターンシップの実施、レポートの作成などを行う。授業の予定や学年暦の進行を考慮しながら実施するが、現実的には前期の授業期間中に準備を進め、夏季休業中に企業での実習を行う場合が多くなると考えられる。「食産業学特別研究 A, B」は、指導教員の指導の下で、研究テーマを設定し、研究を進め、最終的には修士論文として取りまとめる。食産業学特別研究の履修に当たっては、研究テーマを設定した後、研究科教授会で報告の上、了承を得る。

また「食産業学特別研究 A, B」に代えて「プロジェクト研究 A, B」を履修し、その成果を特定課題についての研究成果として審査を受けることで修士論文の審査に代えることもできる。

「プロジェクト研究 A, B」は「食産業学特別研究 A, B」に比べ、食産業の現場で直面している問題をより直接的に研究テーマとして、問題解決を志向したプロジェクト型の研究を進めるところに特徴がある。また「プロジェクト研究 A, B」も「食産業学特別研究 A, B」と同様に、個別の大学院生によって内容が異なり、また「プロジェクト研究」は食産業の現場での問題を扱うのが趣旨であるために個別具体的な対応が必要になるが、単位数や研究の成果が博士前期課程修了の条件として認められることなど「食産業学特別研究」に準じた扱いとなる。従って、研究テーマの研究科教授会への報告了承や、報告会での発表の義務は「食産業学特別研究」と同様である。研究成果の公表については「プロジェクト研究」の対象となっている企業との関係等によっては公表が適切ではない場合も予想されるので、研究科教授会での了承を得た場合は公表しなくてもよいものとする。

「プロジェクト研究」の実施に当たっては、大学院生、指導教員及び「プロジェクト研究」

の担当教員が年度の初めに十分に打合せをした上で計画を定め、それに沿って緊密に連絡を取り合いながら実施する。

②社会人学生の場合の履修指導

社会人学生の場合は入学前から指導教員予定者の教員と相談し、履修計画を策定することが望まれる。社会人特別選抜は2年以上の実務経験を要件としているので、その経験や目的意識を大学院の履修に効果的に結びつけるよう指導教員と十分に打ち合わせる。さらに、入学後に選択必修科目として履修する「食産業学演習 A」の中で本人のキャリアの明確化と、その実現のための履修プランの設定を行う。

専門科目の履修計画を立てる際には、人材養成目標に即して、それまでの実務経験を生かして高度な専門職業人としてのキャリア形成を実現できるように努める。

また、食産業学研究科では、成績優秀な者は1年間の在学期間で修了することが出来るので、十分な実務経験を持ち知識・技能ともに優れている場合には、指導教員が本人の希望について十分に話を聞き、本人のキャリア形成に求められる学習内容に十分な配慮を払った上で履修指導を行う。成績優秀な者としての認定については研究科教授会で審査する。なお、1年間の在学中で修了する場合は「食産業学特別研究 A, B」ではなく「プロジェクト研究 A, B」の履修によってその研究成果を取りまとめることとなる。

③隔年開講について

隔年の開講を予定している科目があるので、履修計画を作成する場合には、各科目の開講予定年度を確認して、無理のない履修計画を作成するよう注意が必要である。

(3) 研究指導

修士論文を提出し審査および最終試験に合格することで修了する場合の修士論文の作成については「食産業学特別研究 A, B」において実施するが、それ以外の機会にも指導教員は日常的に指導を行う。

学生は、入学直後より、指導教員を中心に、関連する分野の複数の教員の指導を受けることとなる。1年前期の「食産業学演習 A」と1年後期の「食産業学演習 B」は、原則として指導教員が担当することで、1年次より学生は指導教員から緊密な研究指導を受けることとなる。そして、2年次の「食産業学特別研究 A, B」では、1年次の研究指導にさらに高度な内容を積み上げていく形で指導を受ける。

また、「プロジェクト研究 A, B」を1年次の科目として開講するが、この科目は実践的な内容を研究の対象とする科目であるが、研究成果は修士論文に準じた扱いとなるので、履修に当たっては「食産業学特別研究 A, B」と同様に指導教員が履修指導を行う。

なお、入学から修了までの修士論文作成または特定の課題についての研究のための研究指導のおおよその流れを示せば、次のようになる。

入学から修了までの研究指導

1年	4月	指導教員の決定
	12月	修士論文中間発表
	1月下旬	修士論文研究計画作成
2年	4月末日	修士論文仮題目の提出(主指導教員へ)
	9月	修士論文中間発表
	11月	修士論文第一次稿の提出(主指導教員へ)
	1月末日	学位申請書, 修士論文等の提出
	2月	学位論文審査委員会による修士論文審査・最終試験
	3月	博士前期課程修了(学位記授与)

注：修士論文に代えて特定の課題についての研究成果を提出する場合の審査及び最終試験については別途定める。

(4) 履修モデル(19～23 ページを参照)

食産業学研究科の2つの領域、4つの分野に対応する形で各学年に履修科目を割り当てた履修モデルを示す。

「食品ビジネスマネジメントモデル」は、食産業学研究科を修了後、食品流通企業へ就職し、経営管理やマーケティングを担当するという人材を養成するため、食産業に関する経済経営関係の科目を中心に、合わせて食品の感性評価や食文化について履修するモデルである。

「食品技術開発モデル」は、食産業学研究科を修了後、フードサービス企業へ就職し、新たな商品開発を行う人材を養成するため、食品安全や食品開発も含めて、フードサービス関係の科目を中心に履修するモデルである。

「ファームマネジメントモデル」は、食産業学研究科を修了後に県庁に就職し、改良普及員として地域農業のイノベーションを支援する人材を養成するため、地域農業戦略や作物生産に関する科目を履修するモデルである。

「環境マネジメントモデル」は、食産業学研究科を修了後に食品流通企業や県庁・民間コンサルタント企業に就職し、環境負荷の少ない店舗・商品開発や農山漁村環境の整備を行う人材を養成するため、環境マネジメントや資源管理に関する科目を履修するモデルである。

最後に「1年間の在学で修了する場合の履修モデル」は、食品製造企業に在職していた社会人が1年間、休職して食産業学研究科で学び、1年間の在学期間で修了し、元の職場に復帰し、画期的な機能性食品を開発する場合のモデルである。1年間の在学期間中に所定の単位を取得し、プロジェクト研究のレポートをとりまとめて修了することで修了要件の一部は満たすことができる。

5 参考資料

(1) 食産業学研究科食産業学専攻前期課程(前期2年の課程)の概要

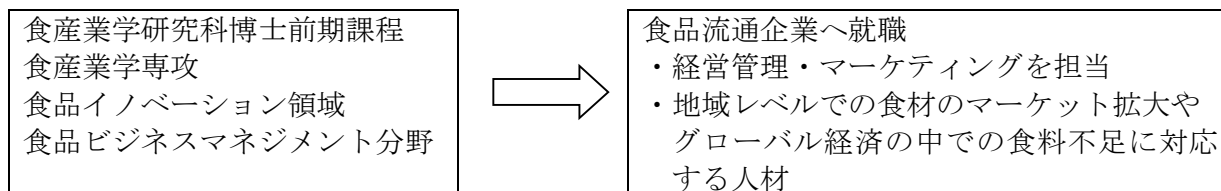
区分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	平成 31年度	平成 32年度	担当教員	備考	
			講 義	演 習	実 験・ 実 習							
導入科目	共通											
	食産業学研究特論	1前	2			必修	毎	●	●	教授 石川 伸一 教授 井上 達志 教授 岩井 孝尚 教授 木村 和彦 教授 須田 義人 教授 川村 保 教授 西川 正純 教授 神宮 宇寛 教授 森田 明 教授 川島 滋和 准教授 原田 敏一郎	* のどちらかを 選択必修	
	食産業学演習A *	1・2前	2			選択	毎	●	●	各専任教員		
食産業学演習B *	1・2後	2			選択	毎	●	●	各専任教員			
食品イノベーション領域	食品ビジネスマネジメント											
	食産業政策特論 **	1・2前	2			選択	隔	●	—	非常勤講師 池戸 重信	選択必修は領域を 超えても可。 **の6科目から2 科目4単位を選択必 修	
	フード・エコノミクス特論	1・2後	2			選択	隔	—	●	教授 川村 保 教授 森田 明		
	食品マーケティング特論	1・2後	2			選択	隔	—	●	准教授 都 世蘭 准教授 谷口 葉子		
	グローバル化と戦略的経営特論	1・2前	2			選択	隔	—	●	教授 三石 誠司		
	投資・企業評価特論	1・2前	2			選択	隔	●	—	教授 川村 保		
	食品開発学特論 **	1・2前	2			選択	隔	—	●	教授 西川 正純 教授 石川 伸一 准教授 毛利 哲		
	微生物学特論	1・2後	2			選択	隔	●	—	教授 金内 誠 准教授 蒔田 俊一 非常勤講師 橋本 建哉		
	食品素材工学特論	1・2前	2			選択	隔	●	—	教授 石川 伸一 教授 笠原 紳 准教授 毛利 哲 特任教授 石田 光晴		
	水産加工技術特論	1・2前	2			選択	隔	●	—	教授 西川 正純 准教授 毛利 哲		
食品安全マネジメント特論	1・2後	2			選択	隔	—	●	教授 西川 正純			
食品技術開発	栄養学特論 **	1・2前	2			選択	隔	●	—	准教授 白川 愛子		
	フードサービス特論	1・2前	2			選択	隔	—	●	准教授 堀田 宗徳 非常勤講師 伊澤 勝平		
	調理科学特論	1・2前	2			選択	隔	—	●	非常勤講師 星 祐二		
	専門科目	農環境イノベーション領域										
		地域農業戦略特論 **	1・2前	2			選択	隔	—	●	教授 川島 滋和 講師 紺屋 直樹	
		作物生産学特論	1・2前	2			選択	隔	—	●	教授 中村 聡 特任教授 齋藤 満保	
		園芸生産特論	1・2後	2			選択	隔	●	—	准教授 菊地 郁 非常勤講師 穴戸 良洋	
食用作物機能開発特論		1・2前	2			選択	隔	●	—	教授 岩井 孝尚 教授 中村 茂雄 教授 日渡 祐二		
家畜生殖学特論		1・2後	2			選択	隔	—	●	教授 小林 仁		
飼料資源開発特論		1・2前	2			選択	隔	●	—	教授 井上 達志		
生体分子解析学特論		1・2後	2			選択	隔	●	—	教授 森本 素子		
資源循環型農畜産業特論		1・2後	2			選択	隔	●	—	教授 大竹 秀男 教授 井上 達志 教授 木村 和彦 教授 須田 義人 教授 中村 聡		
栽培土壌管理特論		1・2後	2			選択	隔	—	●	教授 大竹 秀男 教授 木村 和彦		
害虫管理学特論	1・2前	2			選択	隔	—	●	教授 大竹 秀男 教授 中村 茂雄 非常勤講師 増田 俊雄			
環境マネジメント	農地環境工学特論 **	1・2前	2			選択	隔	●	—	准教授 原田敏一郎 准教授 千葉 克己		
	水利環境工学特論	1・2後	2			選択	隔	●	—	教授 原田 茂樹 教授 郷古 雅春		
	水利施設ストックマネジメント特論	1・2後	2			選択	隔	—	●	教授 北辻 政文		
	ランドスケープ・デザイン特論	1・2前	2			選択	隔	—	●	非常勤講師 森山 雅幸		
	景域生態工学特論	1・2後	2			選択	隔	—	●	教授 神宮 宇寛 非常勤講師 金子 是久		
	食産業空間情報特論	1・2後	2			選択	隔	●	—	准教授 高橋 信人		
	食産業再生可能システム特論 **	1・2前	2			選択	隔	—	●	教授 笠原 紳 非常勤講師 岩堀 恵祐		
	環境計測・制御特論	1・2前	2			選択	隔	●	—	講師 伊吹 竜太 教授 原田 茂樹		

区分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	平成 31 年度	平成 32 年度	担当教員	備考	
			講 義	演 習	実 験 ・ 実 習							
専門 科目	共通	栄養機能科学特論	1・2前	2		選択	隔	—	●	教授 西川 正純 教授 井上 達志 教授 中村 聡	教授 森本 素子 教授 石川 伸一	
		食産業生物工学特論	1・2前	2		選択	隔	●	—	教授 岩井 孝尚 教授 三石 誠司	教授 笠原 紳	
		食料生産機械特論	1・2後	2		選択	隔	—	●	非常勤講師 富樫 千之		
		食育・食感性特論	1・2前	2		選択	隔	●	—	准教授 白川 愛子 非常勤講師 津志田 藤二郎		
		グローバル・マネジメント・スタディーズ	1・2後	2		選択	隔	●	—	准教授 谷口 葉子	非常勤講師 鶴岡 公幸	
総合科目	インターンシップ	1・2前			2	選択	毎	●	●	各専任教員		プロジェクト研究Aと Bまたは食産業学 特別研究AとBのい ずれかを選択必修
	プロジェクト研究A	1・2前			4	選択	毎	●	●	各専任教員		
	プロジェクト研究B	1・2後			4	選択	毎	●	●	各専任教員		
	食産業学特別研究A	2前			4	選択	毎	●	●	各専任教員		
	食産業学特別研究B	2後			4	選択	毎	●	●	各専任教員		
単位数合計(44科目)			78	16	2							修了要件単位数 30単位以上

※隔年開講:「隔」は隔年に開講する科目,「毎」は毎年開講する科目です。
 ※「隔」または「毎」の右の●印は,開講する年度を示しています。

(2) 各領域・分野の履修モデル

◆食品ビジネスマネジメント モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目	食産業政策特論(**)	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上
	フード・エコノミクス特論	選択	2	
	食品マーケティング特論	選択	2	
	グローバル化と戦略的経営特論	選択	2	
	投資・企業評価特論	選択	2	
	食品開発学特論(**)	選択	2	
	食品安全マネジメント特論	選択	2	
	地域農業戦略特論(**)	選択	2	
	食育・食感性特論	選択	2	
グローバル・マネジメント・スタディーズ	選択	2		
総合科目	食産業学特別研究 A(***)	選択	4	8 単位
	食産業学特別研究 B(***)	選択	4	
単位合計				30 単位
注：(*)は、食産業学演習 A と B いずれかを選択必修 (***)は、専門科目 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修 (***)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修 なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う				

◆食品技術開発 モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目	食品マーケティング特論	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上
	食品開発学特論(**)	選択	2	
	微生物工学特論	選択	2	
	食品素材工学特論	選択	2	
	食品安全マネジメント特論	選択	2	
	栄養学特論(**)	選択	2	
	調理科学特論	選択	2	
	栄養機能科学特論	選択	2	
	食育・食感性特論	選択	2	
グローバル・マネジメント・スタディーズ	選択	2		
総合科目	食産業学特別研究 A(***)	選択	4	8 単位
	食産業学特別研究 B(***)	選択	4	
単位合計				30 単位

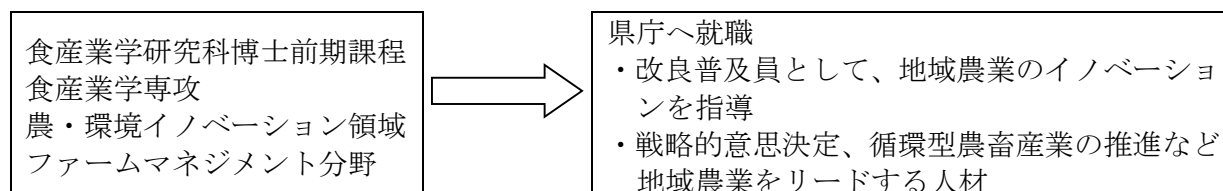
注：(*)は、食産業学演習 A と B いずれかを選択必修

(**)は、専門科目 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修

(***)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修

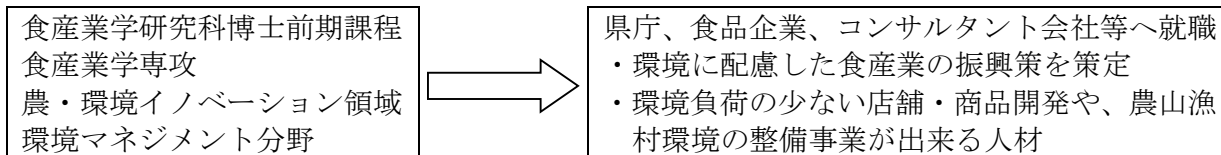
なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う

◆ファームマネジメント モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目	食品マーケティング特論	選択	2	専門科目 のうち 16 単位 以上
	地域農業戦略特論(**)	選択	2	
	作物生産学特論	選択	2	
	園芸生産特論	選択	2	
	飼料資源開発特論	選択	2	
	資源循環型農畜産業学特論	選択	2	
	栽培土壌管理特論	選択	2	
	害虫管理学特論	選択	2	
	農地環境工学特論(**)	選択	2	
栄養機能科学特論	選択	2		
総合科目	食産業学特別研究 A(***)	選択	4	8 単位
	食産業学特別研究 B(***)	選択	4	
単位合計				30 単位
注：(*)は、食産業学演習 A と B いずれかを選択必修 (**)は、専門科目 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修 (***)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修 なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う				

◆環境マネジメント モデル



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目	食産業政策特論(**)	選択	2	専門科目 のうち 14 単位 以上
	地域農業戦略特論(**)	選択	2	
	農地環境工学特論(**)	選択	2	
	水利施設ストックマネジメント特論	選択	2	
	ランドスケープ・デザイン特論	選択	2	
	景域生態工学特論	選択	2	
	食産業再生可能システム特論(**)	選択	2	
	環境計測・制御特論	選択	2	
総合科目	インターンシップ	選択	2	10 単位
	食産業学特別研究 A(***)	選択	4	
	食産業学特別研究 B(***)	選択	4	
単位合計				30 単位

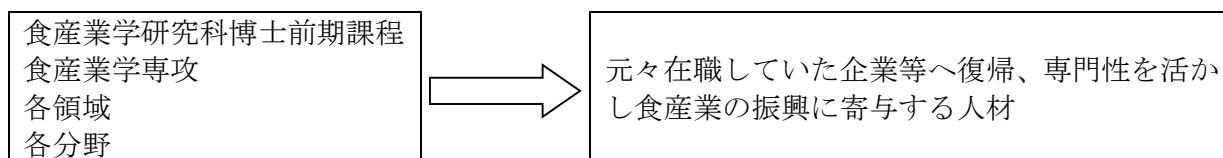
注：(*)は、食産業学演習 A と B いずれかを選択必修

(**)は、専門科目 6 科目から 2 科目 4 単位を選択必修

(***)は、プロジェクト研究 A と B または食産業学特別研究 A と B のいずれかを選択必修

なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う

◆1年間の在学で修了する場合の履修モデルの例



	科目名	必修・選択 の別	単位	単位計
導入科目	食産業学研究特論	必修	2	6 単位
	食産業学演習 A(*)	選択	2	
	食産業学演習 B(*)	選択	2	
専門科目	選択必修を中心に各人の専門性、今後の方向性を考慮し、指導教員と協議して決めるもの。			16 単位
総合科目	プロジェクト研究 A	選択	4	8 単位
	プロジェクト研究 B	選択	4	
単位合計				30 単位
注：(*)は、食産業学演習 A と B いずれかを選択必修 なお、所定の科目数・単位数以上に履修した選択必修科目は、選択科目として扱う				

食産業学研究科

【 博士 後期 課程 】

食産業学研究科（博士後期課程）

1 食産業学とは何か

食産業学研究科では「食産業とは、食材の生産から始まり食品の消費や食生活に至るまでの一連の産業を、有機的な関連を持ったひとつのシステムとして捉える場合の総称」と位置づけている。食産業学研究科が行う食産業学の教育研究は、現代社会の食をめぐる諸問題を食産業という概念を通して理解し、問題解決に当たるところに特徴を有する。

食産業学研究科では、食産業学を以下のような特徴を有する学問として把握している。

- ①食産業学とは、国民の食を支える食産業を構成する諸産業、及びそれらの産業が機能を発揮するために必要となる関連分野について教育研究する学問である。具体的には、農水産業、食品製造業、食品流通業、食サービス業等の諸産業に加えて、食材生産の場である農山漁村の農地や用水路などの生産基盤等の維持管理や、食料生産に伴う有機物資源のリサイクルなどの問題が対象となる。
- ②食産業学は、食産業のニーズや課題及び食生活の課題に応じて教育研究を行う実学であり、育種や栽培・飼養技術の開発による生産力の向上、農業生産基盤と農村環境の整備、農産物及び食品の高付加価値化等に資するものである。
- ③食産業学は、食産業の技術的な側面と、経営的な側面との双方を教育研究の対象とすることから、文理融合的な領域である。

2 人材育成の目標

養成する人材の能力と人材像と社会的ニーズ

前述のような食産業学研究科の理念・目標と、これまでの修士課程(現・博士前期課程)での人材養成の状況を踏まえ、博士後期課程での養成が求められている人材は、以下のような能力等を持った人材である。また、そのような人材の進路としては次のような職種が考えられる。

第1に、食産業学分野において、深い学識と研究マインドを持ち、自らが研究課題を発掘し、自らが研究を行い、問題を解決していくことが出来る自立的な研究能力を有した人材である。近年では食品科学分野においても遺伝子やタンパク質、あるいは代謝産物等がどのように機能しているかを網羅的に解明するオミクスの理解が必要になるなど、食産業学に求められる学問の水準は高度化してきている。それらの新たな研究領域を吸収しつつ食産業研究の新しい分野を開拓し、成果を活かして新たな産業を創出していくことが求められる。食産業学に関する研究は、大学や独立行政法人等の研究機関をはじめ、地方自治体の試験研究機関、あるいは企業の研究所等で行われているので、具体的な進路もこれらの試験研究機関となる。そのいずれにおいても、自立した研究者として活躍していける人材を養成する。

第2に、高度化・複雑化する食産業の全体像を視野に置き、その特徴を理解し、農商工など異なる産業間の連携などの手法を研究し、新たな食産業クラスターの形成をリードできる人材である。食産業は食材生産から食品加工・食品流通・外食までを包括した概念である。農山漁村の活

性化でしばしば議論される市町村レベルや、静岡県茶や山梨県ワインなどのような都道府県レベルの取り組みなど、様々な形で6次産業化の取り組みが進められている。東日本大震災からの復興過程においても地域の諸産業の連携による効果が期待されているところである。6次産業化という、ある種の産業クラスターの形成においてしばしば指摘されるのは、コーディネーターのマンパワーが不足しているという問題である。具体的にコーディネーターの立場に立つのは国や自治体の職員のことであれば民間の人材のこともあるが、いずれにしても食産業学の先端的な知識を持ち、それを活用することによって企業等のネットワークを構築し、有効な食産業クラスターの形成をリードすることが求められる。それに資する人材を養成する。

第3に、高度な学識や専門的な知見、あるいは大学院教育で培った食産業学研究法を駆使して食産業の実業界においてリーダーとして食産業界をリードしていける人材である。この第3の養成する人材は、一方では世界を相手として技術移転や開発輸入あるいは貿易等、グローバル化した食産業の実態を分析し将来展望を示し、企業のリーダーとして食産業界で活躍できる人材である。現代の日本の食料事情を反映して、わが国の食産業はグローバル化する経済活動への対応が求められており、既に発展途上国や中進国へ進出し、日本への輸入を目的とする農産物生産や加工食品生産に取り組んでいる企業も多い。このような企業活動を適切に行うのに必要な戦略を構想し実行できる人材の養成も行う。同時に、他方では、地域社会や地域経済に根ざし、環境を視野に入れた食産業を、地域にしっかりと位置づけて発展させる事のできる人材の養成も行う。具体的には、農業経営において、あるいは食品の製造業、流通業、外食産業などの食品産業で、産業界をリードし、人々の食生活を改善できる経営者や技術者、及びこれらの業界のリーダー、更に、環境規制等に対応した農業や食産業を実現させる業界や地域社会のリーダーなどが博士後期課程の修了者の進路として想定される。

3 食産業学研究科博士後期課程の構成と特徴

(1) 教育課程の編成の考え方

食産業学研究科博士後期課程では、以下のような考え方を基本として、教育課程を編成する。

- ①博士後期課程のカリキュラム等の編成に当たっては、食産業のカバーする領域の広さと近年の食産業の課題の複雑さを考慮しなければならない。博士前期課程において、食材の生産から食品の製造加工、流通、サービス、消費に至る流れ、更には食材生産のための基盤整備や食品廃棄物のリサイクルにも及ぶ広範囲にわたる食産業学の全体像をつかみ、食産業学全般についての豊かな学識を養い、企業の現場や地域社会で役立つ技術の開発を可能にするため、食産業学全般についての理解を深めるための教育を行う。博士後期課程では、その上に更に、博士後期課程にふさわしい水準の深さを持ち、自立して研究活動を行えるだけの能力を培い、本研究科の理念や養成する人材像を実現させるべく、教育課程を編成する。
- ②食産業学専攻以下の領域の編成は、博士前期課程における「食品イノベーション領域」と「農・環境イノベーション領域」の2領域の態勢を受けて、「食品研究領域」と「農・環境研究領域」とする。
- ③博士後期課程のカリキュラムは、**基本科目**、**専門科目**、**特別研究**により構成する。自立した研究者として、あるいは研究マインドを持ち高度の専門的な職業人として活動するのに必要な研究遂行能力の習得、また、これからの時代の食産業研究にとっては不可欠である遺伝子・タン

パク質・代謝産物等を対象に解析を行うオミクス研究の知識の習得，国際的な場での研究活動や実践活動に必要な外国語によるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の修得，あるいはグローバル化する食産業の現状を分析し将来展望を持ち，食産業界をリードしていくための能力については，基本科目として開講する科目群により養成する。

- ④博士後期課程に求められるスペシャリストとしてそれぞれの専門の深さを極める科目としては，専門科目を開講する。専門科目では，先進的な知識獲得に力点を置いた講義系の科目と，具体的な先進的技術・研究開発力の獲得に力点を置いた演習系の科目を通して，専門的な学識を獲得させ，また研究能力を養成する。
- ⑤特別研究により専任教員の指導の下で博士論文の完成へ向けて，研究指導を行う。1年次より3年次まで，在籍期間を通じて一貫した形で特別研究を履修することにより，大学院博士後期課程修了者に期待される深い専門的な学識とそれに裏打ちされた高い研究能力及び問題発見能力・問題解決能力等々を養う。
- ⑥社会人学生が大学院全体の一定層を占めることが予想されるので，それらの学生の便宜を図るために，一部の科目については，週末を利用しての集中講義形式での開講を行う。

(2)教育課程

①講義，演習，研究指導を組み合わせた教育

前述の養成する人材像として示した自立した研究者，研究マインドを持って食産業クラスターの形成に当たるコーディネーター，またグローバルからローカルレベルまで食産業の実業の世界でリーダーとして活躍する人材を養成するために，以下のような教育課程を整備する。

教育課程は，**基本科目**，**専門科目**，**特別研究**の3グループの科目により構成する。

基本科目は自立した研究者として，あるいは研究マインドを持った専門的職業人として活躍できるための基礎力を養う科目である。文献レビューに始まり，自らの研究テーマ設定，研究計画策定，研究の遂行という一連の過程をセミナー形式と講義形式の授業により修得させる「食産業学研究法」，食産業においても基礎的な素養として求められるようになってきた遺伝子，タンパク質，代謝産物等の解析データを「情報」として利活用することについて学ぶ「食産業オミクス論」，国際的な場で研究活動を行うための必要なコミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を養成する「サイエンス・コミュニケーション」の3科目を必修とする。さらに，グローバル化の中での食産業の諸課題について分析し，将来展望を持ち，食産業界をリードできる能力を養成する「食産業とグローバル化特論」を選択科目として開講する。

専門科目は，各分野での発展的な課題や手法について，講義形式の科目と演習形式の科目により，深い専門性を獲得するように構成されている。

特別研究は研究指導教員による個別の研究指導であり，大学院生の問題意識に応じてテーマを設定し，指導教員の緊密な指導を受ける。

博士後期課程の教育に当たり，講義，演習，研究指導の中に，現場でのフィールドワークや現場での課題を扱った研究などを導入し，食産業の現場からの課題抽出・課題解決の能力を養成する。

なお，食産業学はその学問的な性格から，食産業の全体を俯瞰できる知識と，個別の学問領域や産業領域に関する深い知識が必要とされる。食産業学の全般にかかわる教育については，本研究科の博士前期課程からの進学者は既に博士前期課程で食産業学研究特論によって修得済

みであるが、本研究科以外から進学してくる学生など、このような知識が不足していると判断された学生に対しては、博士前期課程で開講している食産業学研究特論をはじめとする基本科目を聴講させる。

②主・副の複数の指導教員による指導体制

入学後に正式に決定される主研究指導教員が副研究指導教員の協力を得ながら、在学期間の全ての期間にわたって特別研究を指導するほか、日常的にも研究室等で随時指導を行うことにより、深い専門性を養成する。

食産業学の領域は広く、研究のアプローチ方法は学際的なものになることも多いので、主研究指導教員のみでカバーすることが難しい。そこで、主研究指導教員に加えて副研究指導教員など、複数の教員による指導を実施し、研究の遂行に必要な知識や能力を獲得させる。

大学院生の研究の進捗状況については、食産業学研究法や食産業学特別研究などの授業科目の他、学内で行われるセミナー等の機会ですべて報告を求め、食産業学研究科を構成する全教員により集団的な指導を行う。

4 教育課程の編成、履修指導及び研究指導の方法

(1) 修了要件

博士後期課程の修了要件は、以下のように定める。

- ①本課程に原則として**3年以上在学**していること。
- ②必修科目である食産業学研究法(2単位)、食産業オミクス論(2単位)、サイエンス・コミュニケーション(2単位)、及び食産業学特別研究(6単位)を含む計16単位以上を修得し、研究指導を受けた上で博士論文を提出し、**論文審査及び最終試験に合格**すること。
- ③なお、学則に則り、特に優秀な研究成果を上げた場合には、特例として早期修了を認める場合もある。但し、学校教育法施行規則第156条の規定及び平成元年文部省告示第118号により、大学院の入学資格があると認められて入学した者については、3年以上の在学を修了要件とする。

(2) 履修指導

博士後期課程であるので、食産業学又は関連する学問分野において一定程度の研究歴を持った者が入学してくることと、既存の学問分野とは異なる学際的専門性が高い研究テーマとなることを考慮し、入学前から主研究指導教員となる予定者と本人との間で緊密な連絡を取り、実質的な事前履修指導を開始する。特に他大学の大学院の修了者や博士論文研究基礎力試験の合格者等には、本学部及び本研究科博士前期課程で修得できる食産業学全般に関する学識が不足しているので、事前に十分な指導をすると共に、入学後に博士前期課程における食産業学研究特論の聴講を指導する。

入学後も、オリエンテーション等を通じて、履修方法について指導すると共に、学生のこれまでの研究歴、就業状況等を考慮し、在学期間中の科目履修計画を立て、更に研究テーマの設定、研究手法の選択、研究計画の立案など、研究の基本的な方針を決定し、その研究の進展に役立つような履修指導を行う。

加えて、学生の履修状況や研究の進捗状況を見ながら、主・副研究指導教員は、適時適切な履

修上の助言や指導を行う。

(3) 研究指導

研究指導及び博士論文の提出は、概ね以下のスケジュールに沿って実施する。

なお、このスケジュールに加えて、学生には、学会における個別報告や公開講座での講演等のオープンな場での研究報告を、原則として各年度1回以上行うことを義務づける。ただし、特許等の知的所有権に係わる情報の保護などの特別な事情がある場合は、教授会における承認の下、公知の事実として権利取得等に支障を来さない範囲内での研究報告を行うように配慮する。

入学から修了までの研究指導

1年	4月	主・副指導教員の決定
	9月	研究計画書の提出（主研究指導教員へ）
	9月	博士論文中間発表会
2年	4月	博士論文題目届の提出（主研究指導教員へ）
	3月	博士論文中間発表会
3年	4月	博士論文の最終題目届の提出（主研究指導教員へ）
	11月	予備審査(予備審査の結果判定は博士論文として「提出可」もしくは「提出不可」のいずれかとする。)
	12月下旬	「提出可」の判定を受けた学生は、博士論文を提出する。
	2月	博士論文最終試験

(4) 履修モデル

養成する人材像を想定して、以下の3つの履修モデルを設定する。

履修モデル(1)：食品企業・地方自治体等の研究所の自立した研究者を想定

履修モデル(2)：食産業クラスター形成のコーディネーターを想定

履修モデル(3)：食産業界のアクティブなリーダーを想定

履修モデル(1)は、食品企業・地方自治体等の研究所の自立した研究者として活躍する人材の養成を想定して設定した履修モデルである。この履修モデルでは、必修となっている基本科目3科目を1年次に履修し、それと並行して指導教員と相談しながら各人の専門分野の研究で必要となる分野の特論科目と特別演習科目を履修していく。その一方で、博士後期課程に進学直後から、「食産業学特別研究」によって、各人のテーマに応じて指導教員から直接的に研究指導を受ける。このような履修方法により、各人の専門領域での知識と技術が深められ、自立した研究者として活動できるだけの能力が獲得できる内容となっている。

履修モデル(2)は、将来、食産業クラスター形成のコーディネーターとして活躍する人材の養成を想定して設定した履修モデルである。この履修モデルでも、必修となっている基本科目3科目を1年次に履修し、それと並行して、あるいはその後に、特論と特別演習を履修することになっている。専門科目の中では、「食材生産特論」と「食品加工特論」を推奨科目としている。クラス

ター形成のコーディネーターとして活動する時に基本となるのは食材の生産と加工の技術であることを踏まえての科目の推奨である。コーディネーターに求められるのは広範な知識であるので、推奨された科目以外にも自らの関心や活動する予定の地方の地域特性に応じた科目の履修も幅広く選択できる。

履修モデル(3)は、グローバル化する食産業の中にあって、業界をリードしアクティブに活躍していく農業・食品関連企業のリーダーの養成を想定して設定した履修モデルである。このモデルでも必修となっている基本科目3科目の履修と並行して、基本科目で選択である「食産業とグローバル化特論」の履修が推奨される。これらの基本科目に加えて、「食産業経済経営特論」が推奨科目となっている。これらの履修を通じて、グローバル化する食産業界のリーダーの養成を目指す。

5 参考資料

(1)食産業学研究科食産業学専攻博士後期課程(後期3年の課程)の概要

区分	授業科目の名称	開講 年次	単位数			必修 選択 の別	隔年 開講	担当教員	備考
			講義	演習	実験・実習				
基本科目	食産業学研究法	1前	2			必修	毎 教授 井上 達志 教授 川村 保 教授 西川 正純 教授 北辻 政文 教授 郷古 雅春 准教授 白川 愛子 非常勤講師 下山田 真		
	食産業オミクス論	1前	2			必修	毎 教授 須田 義人 教授 三石 誠司 教授 石川 伸一 准教授 白川 愛子		
	サイエンス・コミュニケーション	1後	2			必修	毎 教授 井上 達志 教授 笠原 紳 教授 川島 滋和 教授 金内 誠 准教授 白川 愛子		
	食産業とグローバル化特論	1前	2			選択	毎 教授 三石 誠司 非常勤講師 塩川 哲也		
専門科目	食材生産特論	1前	2			選択	毎 教授 小林 仁 教授 岩井 孝尚 教授 森本 素子		
	食品加工特論	1前	2			選択	毎 教授 西川 正純 非常勤講師 下山田 真 非常勤講師 津志田 藤二郎		
	食農環境特論	1前	2			選択	毎 教授 北辻 政文 教授 笠原 紳 教授 郷古 雅春		
	食産業経済経営特論	1前	2			選択	毎 教授 川村 保 教授 三石 誠司		
	食材生産特別演習	1後		1		選択	毎 教授 小林 仁 教授 井上 達志 教授 岩井 孝尚 教授 木村 和彦 教授 須田 義人 特任教授 齋藤 満保		
	食品加工特別演習	1後		1		選択	毎 教授 西川 正純 教授 金内 誠 特任教授 石田 光晴 非常勤講師 下山田 真		
	食農環境特別演習	1後		1		選択	毎 教授 北辻 政文 教授 笠原 紳 教授 神宮 寛 非常勤講師 富樫 千之 非常勤講師 岩堀 恵祐		
	食産業経済経営特別演習	1後		1		選択	毎 教授 森田 明 教授 川島 滋和		
特別研究	食産業学特別研究	1~3		6		必修	毎 各専任教員		
単位数合計(13科目)				16	10				修了要件単位数 16単位以上

※隔年開講:「隔」は隔年に開講する科目,「毎」は毎年開講する科目です。

(2)各領域・分野の履修モデル

3つの履修モデル

履修モデル(1)：食品企業・地方自治体等の研究所の自立した研究者を想定

科目名	単位数	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期
食産業学研究法	2	◎					
食産業オミクス論	2	◎					
サイエンス・コミュニケーション	2		◎				
食産業とグローバル化特論	2	*					
食材生産特論	2	△ ¹		*		*	
食品加工特論	2	△ ¹		*		*	
食農環境特論	2	△ ¹		*		*	
食産業経済経営特論	2	△ ¹		*		*	
食材生産特別演習	1		△ ²		*		*
食品加工特別演習	1		△ ²		*		*
食農環境特別演習	1		△ ²		*		*
食産業経済経営特別演習	1		△ ²		*		*
食産業学特別研究	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎

修了要件単位数は16単位であり、その内12単位は必修である。必修以外の9科目から、4単位を取得する。

注：◎ は必修科目。

△¹ は、いずれか1科目を履修する。

△² は、この中から2科目を履修する。

* は、選択可能。△¹、△²の科目も選択可能である。

食産業学特別研究6単位は、3年間通して履修する。

履修モデル(2)：食産業クラスター形成のコーディネーターを想定

科目名	単位数	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期
食産業学研究法	2	◎					
食産業オミクス論	2	◎					
サイエンス・コミュニケーション	2		◎				
食産業とグローバル化特論	2	*					
食材生産特論	2	○		*		*	
食品加工特論	2	*		○		*	
食農環境特論	2	*		*		*	
食産業経済経営特論	2	*		*		*	
食材生産特別演習	1		*		*		*
食品加工特別演習	1		*		*		*
食農環境特別演習	1		*		*		*
食産業経済経営特別演習	1		*		*		*
食産業学特別研究	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎

修了要件単位数は16単位であり、その内12単位は必修である。必修以外の9科目から、4単位を取得する。

注：◎ は必修科目。

○ は、履修モデルでの推奨科目。

* は、選択可能。

食産業学特別研究6単位は、3年間通して履修する。

履修モデル(3)：食産業界のアクティブなリーダーを想定

科目名	単位数	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期
食産業学研究法	2	◎					
食産業オミクス論	2	◎					
サイエンス・コミュニケーション	2		◎				
食産業とグローバル化特論	2	○					
食材生産特論	2	*		*		*	
食品加工特論	2	*		*		*	
食農環境特論	2	*		*		*	
食産業経済経営特論	2	○		*		*	
食材生産特別演習	1		△ ³		*		*
食品加工特別演習	1		△ ³		*		*
食農環境特別演習	1		△ ³		*		*
食産業経済経営特別演習	1		△ ³		*		*
食産業学特別研究	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎

修了要件単位数は16単位であり、その内12単位は必修である。必修以外の9科目から、4単位を取得する。

注：◎ は必修科目。

○ は、履修モデルでの推奨科目。

△³ は、いずれか1科目を履修する。

* は、選択可能。△³ の科目も選択可能である。

食産業学特別研究6単位は、3年間通して履修する。

関 係 規 程

宮城大学大学院学則

宮城大学大学院食産業学研究科履修規程

宮城大学大学院長期履修規程

宮城大学大学院の学生による他研究科授業科目の履修に
関する実施要綱

食産業学研究科論文審査基準

* 規程等は随時改定されることがあります。最新のものは
HPに掲載されているので、学内HPをご確認ください。

宮城大学大学院学則

平成29年4月1日

平成28年宮城大学規則第5号

目次

- 第1節 目的等（第1条・第2条）
- 第2節 教育の目的（第3条―第5条）
- 第3節 学年，学期及び休業日（第6条―第8条）
- 第4節 入学，標準修業年限及び在学年限（第9条―第18条）
- 第5節 学籍及び学籍の異動（第19条―第24条）
- 第6節 賞罰（第25条・第26条）
- 第7節 教育課程（第27条―第36条）
- 第8節 課程の修了，学位（第37条・第38条）
- 第9節 研究生，科目等履修生，特別聴講生及び外国人留学生（第39条―第42条）
- 第10節 授業料等（第43条）
- 第11節 その他（第44条・第45条）

第1節 目的等

（趣旨）

第1条 この規則は，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第4条に規定する事項及び本学大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の修学上必要な事項について定める。

（目的）

第2条 本学大学院は，地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護，事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し，その深奥をきわめて，学術文化の振興に資するとともに，地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 教育の目的

（大学院）

第3条 本学大学院に，看護学研究科，事業構想学研究科及び食産業学研究科を置く。

2 前項の研究科に置く課程，専攻及び学生の定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	10人	20人
		博士課程後期課程	3人	9人
事業構想学研究科	事業構想学専攻	博士課程前期課程 (修士課程)	20人	40人
		博士課程後期課程	3人	9人
食産業学研究科	食産業学専攻	博士課程前期課程	13人	26人

		(修士課程) 博士課程後期課程	3人	9人
--	--	--------------------	----	----

3 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科の教育研究上の目的）

第4条 本学大学院研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 看護学研究科

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

二 事業構想学研究科

豊かな人間性に基づき、事業構想に関する高度に専門的な知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術・政策課題について、研究と社会活動を行うこと。

三 食産業学研究科

豊かな人間性に基づき、食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち、学際的、国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者、高度職業人を養成するとともに、食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について、研究と社会活動を行うこと。

（職員組織）

第5条 本学大学院に、教員、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、副学長を置くことができる。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第3節 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、授業の開始日は、別に定める。

（休業日）

第8条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 開学記念日5月1日

四 夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日

2 前項の夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日で

あつても授業を行うことができる。

第4節 入学、標準修業年限及び在学年限

(博士前期課程の入学資格)

第9条 本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第83条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）を卒業した者
- 二 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 施行規則第155条第1項第6号の規定により文部科学大臣が指定した者
- 九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、それぞれ本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
- 十 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第10条 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位

第2編教育 大学院学則

置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 施行規則第156条第6号の規定により文部科学大臣が指定した者

七 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学の出願)

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、入学願書に、所定の書類及び入学者選抜手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

(選考及び合格者の決定)

第12条 学長は、前条の規定により本学大学院への入学を志願する者に対し、選考を行い、合格者を決定する。

2 合格者の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可及び手続)

第13条 学長は、前条の規定により合格者と決定した者に対し入学を許可する。

2 前条の規定により入学の許可を受けた者は、誓約書、保証書その他の書類を学長に提出するとともに、別に定める入学金を納付しなければならない。

3 学長は、前項の入学手続を完了しない者については、入学の許可を取り消すものとする。

4 前2条及び前3項に規定するもののほか、入学に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第14条 学長は、外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考を行い、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長が入学の時期を学年の始めとすることができない特別の事由があると認めた者は、後期の始めとすることができる。

(標準修業年限及び在学年限)

第16条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 博士前期課程の在学年限は4年、博士後期課程の在学年限は5年とする。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の在学年限は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては5年を超えない範囲内で、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は、前条の規定にかかわらず、別に定める。

(再入学)

第18条 学長は、本学大学院を退学した者又は第24条第1号から第3号までの規定により本学大学院を除籍された者で再入学を志願するものがあるときは、原則として欠員のある場合に限り、選考を行い、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 再入学の出願は、退学又は除籍の効力が発生した日から3年以内とする。

第5節 学籍及び学籍の異動

(学籍)

第19条 学生の学籍は、学長が入学又は再入学を許可した研究科の課程に置くものとする。

(休学)

第20条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、その理由及び期間を明らかにして学長に申請し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

3 第1項及び前項の休学の期間は1か月単位とし、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受けて2年まで延長することができる。

4 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

5 休学の期間は、修業した期間（以下「修業期間」という。）及び在学した期間（以下「在学期間」という。）に算入しない。

(復学)

第21条 休学の期間が満了したとき、又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病により前項の申請を行う場合には、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

(留学)

第22条 外国の大学、短期大学等又は大学院に留学することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 在学年限を超えた者
- 三 休学の期間を超えてなお復学しない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第6節 賞罰

(表彰)

第2編教育 大学院学則

第25条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対し、表彰する。

(懲戒)

第26条 学長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした者を、懲戒に処する。

- 一 法令及び大学院学則等の本学の規則規程に違反する行為
- 二 試験等において不正を行う行為

三 他の学生等に対して人権侵害となるハラスメント行為

四 本学の秩序を乱し、又は本学の名誉や信用を傷つける行為

五 その他学生として不適切な行為

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、前項各号に規定する行為が重大である場合には退学とする。

3 停学の期間は、2週間又は1か月以上1年以内の一定月数とする。

4 停学の期間は、修業期間に算入しない。ただし、停学の期間が通算して2か月未満のときは、修業期間に算入する。

5 停学の期間は、在学期間に算入する。

6 第3項の規定にかかわらず、期間を短縮することが適切であると判断した場合には、学長はその期間を短縮することができる。

第7節 教育課程

(教育課程の編成、実施及び改善)

第27条 本学大学院は、第2条及び第4条に掲げる目的を達成するために、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 前項の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

3 本学大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

4 前3項に定めるもののほか、教育課程の編成、実施及び改善に関して必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第28条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び学位論文の作成等に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

(教育方法の特例)

第29条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行うことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

(授業科目)

第31条 本学大学院の授業科目及びその単位数は、それぞれ別表のとおりとする。

2 授業科目の履修の方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めるものとする。

(成績の評価・単位の認定)

第33条 学生の期末の成績は、当該科目の担当教員が学生にあらかじめ明示するシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。

2 前項の学生の学習到達度は、原則として単位認定試験（以下「試験」という。）によって評価され、試験に合格した者に当該科目の単位を認定する。ただし、前条第2項の授業科目については、必要な学修の成果を評価して所定の単位を認定する。

3 前項の試験による評価は、秀、優、良、可又は不可の5段階で表し、秀、優、良及び可を当該科目履修の合格とする。

4 試験の受験資格及び成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第34条 学生は、博士前期課程において、10単位を超えない範囲で、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議又は協定等に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、前条の規定により修得した単位数と合わせて10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程において、学生が本学大学院に入学する前に大学院（本学大学院及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第2編教育 大学院学則

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条の規定により修得した単位数及び前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。
- 3 学長は、学生が前項の規定により修得したものとみなした単位を別に定めるところにより、第37条第1項及び第38条第1項に規定する修了必要単位数に含めることができる。

第8節 課程の修了，学位

(博士前期課程の修了)

- 第37条 博士前期課程の修了は、当該博士前期課程に2年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したものに對し、学長が認定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、その標準修業年限にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 3 学長は、博士前期課程修了の認定を受けた者に対し、修士の学位及び修了証書を授与する。

(博士後期課程の修了)

- 第38条 博士後期課程の修了は、当該博士後期課程に3年以上在学して、別表に定める授業科目を履修の上、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者のうち、博士論文の審査及び最終試験に合格したものに對し、学長が認定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、別に定めるところにより、優れた業績を上げた者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。
 - 一 博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者及び第10条第2号から第6号に該当する者 1年
 - 二 博士前期課程に2年未満在学し、当該課程を修了した者 博士前期課程における在学期間を含め 3年
 - 3 学長は、博士後期課程修了の認定を受けた者に対し、博士の学位及び修了証書を授与する。

第9節 研究生，科目等履修生及び特別聴講生

(研究生)

- 第39条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、選考を行い、研究生として入学を許可することができる。
- 2 研究科の研究生として入学できる者は、大学院の修士課程又は博士課程を修了するかこれと同等以上の学力があり、それぞれの課程での必要な研究能力を持つと認めるものとする。

(科目等履修生)

- 第40条 学長は、次条に規定するもののほか、本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、選考を行い、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講生)

- 第41条 学長は、他の大学、短期大学又は大学院等の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学、短期大学又は大学院等との協議又は協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する取扱い)

第42条 この節に規定するもののほか、研究生、科目等履修生及び特別聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 授業料等

(授業料、入学者選抜手数料等)

第43条 この学則に規定するもののほか、授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(大学院学則の改廃等)

第44条 大学院学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

2 前項の理事会の審議に先立ち、教育研究審議会の議を経るものとする。

(委任)

第45条 この大学院学則の施行に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

附 則 (H28.2.24 第106回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍するもの（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H30.2.28 第133回理事会)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、この大学院学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H31.2.27 第146回理事会)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続き在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、改正後の宮城大学大学院学則別表1及び別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
基礎看護学特論Ⅰ		2		
基礎看護学特論Ⅱ		2		
基礎看護学演習		4		
感染看護学特論Ⅰ		2		
感染看護学特論Ⅱ		2		
感染看護学特論Ⅲ		2		
感染看護学演習Ⅰ		2		
感染看護学演習Ⅱ		2		
看護管理学特論Ⅰ		2		
看護管理学特論Ⅱ		2		
看護管理学演習		4		
成人健康看護学特論		2		
成人健康看護援助論		2		
成人健康看護援助論演習		4		
がん病態生理学		2		
がん看護学特論Ⅰ		2		
がん看護学特論Ⅱ		2		
がん看護援助論Ⅰ		2		
がん看護援助論Ⅱ		2		
がん看護学演習Ⅰ		2		
がん看護学演習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅰ		4		
がん看護学実習Ⅱ		3		
がん看護学実習Ⅲ		3		
がん看護学課題研究		4		
精神健康看護学特論		2		
精神健康看護援助論		2		
精神健康看護援助論演習		4		
老年健康看護学特論Ⅰ		2		
老年健康看護学特論Ⅱ		2		
老年医療学		2		
老年健康看護援助論Ⅰ		2		
老年健康看護援助論Ⅱ		2		
老年健康看護学演習Ⅰ		2		
老年健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学実習Ⅰ		4		
老年健康看護学実習Ⅱ		3		
老年健康看護学実習Ⅲ		3		
老年健康看護学課題研究		4		
母性健康看護学特論		2		
母性健康看護援助論		2		
母性健康看護援助論演習		4		
小児健康看護学特論		2		
小児健康看護援助論		2		
小児健康看護援助論演習		4		

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域健康看護学特論 I		2		
地域健康看護学特論 II		2		
地域健康看護学演習 I		2		
地域健康看護学演習 II		2		
在宅健康看護学特論 I		2		
在宅健康看護学特論 II		2		
在宅健康看護学演習		4		
災害看護学特論		2		
災害看護援助論		2		
災害看護援助論演習		4		
看護学特別研究		8		
看護研究特論		2		
看護研究方法特論		2		
コンサルテーション論		2		
看護倫理		2		
看護政策論		2		
看護理論		2		
看護教育学		2		
フィジカルアセスメント		2		
病態生理学		2		
臨床薬理学		2		
保健情報学		2		
在宅医療学		2		
保健行動科学特論		2		
人間関係情報処理論		2		
医療経済学		2		
疫学統計		2		
統計学特論		2		
社会福祉学特論		2		

2 看護学研究科看護学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
生涯健康支援看護学研究方法特論	2			
生涯健康支援評価特論		2		
生涯健康支援看護管理特論		2		
生涯健康支援看護教育特論		2		
生涯健康支援看護学特論	2			
次世代育成健康支援看護学演習		1		
成熟期健康支援看護学演習		1		
在宅・地域健康支援看護学演習		1		
生涯健康支援看護学特別研究	6			

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
マネジメント		2		演習科目のⅠ, Ⅱ, Ⅲ及びⅣは, 選択必修(ただし, 空間デザイン特別演習を除く。)
アカウントティング		2		
ファイナンス		2		
ストラテジー		2		
マーケティング		2		
ITマネジメント		2		
非営利組織マネジメント		2		
税法		2		
ビジネスマネジメント演習Ⅰ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅱ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅲ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅳ		4		
社会システム		2		
経済システム		2		
観光ビジネス		2		
商業ビジネス		2		
医療福祉システム		2		
地域交流ビジネス		2		
地域経済ビジネス		2		
コミュニティビジネス		2		
コミュニティシステム		2		
ビジネスプランニング演習Ⅰ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅱ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅲ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅳ		4		
文化環境デザイン		2		
環境情報デザイン		2		
環境デザインマネジメント		2		
地域デザイン		2		
地区デザイン		2		
施設デザイン		2		
地域環境システム		2		
数理造形デザイン		2		
設計プロセス・マネジメント		2		
ファシリティ・マネジメント		2		
空間デザイン演習Ⅰ		4		
空間デザイン演習Ⅱ		4		
空間デザイン演習Ⅲ		4		
空間デザイン演習Ⅳ		4		
情報ネットワーク		2		
分散システム		2		
情報システム設計		2		
インタラクションデザイン		2		
インタラクティブメディア		2		
数理環境デザイン		2		
情報メディアシステム		2		
情報デザイン演習Ⅰ		4		
情報デザイン演習Ⅱ		4		
情報デザイン演習Ⅲ		4		
情報デザイン演習Ⅳ		4		
英語特論		2		

第2編教育 大学院学則

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

3 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(前期2年の課程) 2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
プロジェクト研究		4		演習科目のⅠ, Ⅱ, Ⅲ及びⅣは, 選択必修(ただし, 空間デザイン特別演習を除く。)
空間デザイン特別演習 AⅠ		2		
空間デザイン特別演習 AⅡ		2		
空間デザイン特別演習 BⅠ		2		
空間デザイン特別演習 BⅡ		2		
ビジネスマネジメント特別講義		2		
ビジネスプランニング特別講義		2		
空間デザイン特別講義		2		
情報デザイン特別講義		2		
事業構想基礎講座	2			

4 事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
産業・事業システム特別演習Ⅰa(事業計画系)		2		演習科目のⅠa・Ⅰb及びⅡa・Ⅱbは選択必修
産業・事業システム特別演習Ⅰb(事業計画系)		2		
産業・事業システム特別演習Ⅱa(デザイン情報系)		2		
産業・事業システム特別演習Ⅱb(デザイン情報系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅰa(事業計画系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅰb(事業計画系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅱa(デザイン情報系)		2		
地域・社会システム特別演習Ⅱb(デザイン情報系)		2		
事業構想学特別研究	8			

第2編教育 大学院学則

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(前期2年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究特論	2			食産業学演習A、食産業学演習Bは、選択必修
食産業学演習A		2		
食産業学演習B		2		
食産業政策特論		2		
フード・エコノミクス特論		2		
食品マーケティング特論		2		
グローバル化と戦略的経営特論		2		
投資・企業評価特論		2		
食品開発学特論		2		
微生物工学特論		2		
食品素材工学特論		2		
水産加工技術特論		2		
食品安全マネジメント特論		2		
栄養学特論		2		
フードサービス特論		2		
調理科学特論		2		
地域農業戦略特論		2		
作物生産学特論		2		
園芸生産特論		2		
食用作物機能開発特論		2		
家畜生殖学特論		2		
飼料資源開発特論		2		
生体分子解析学特論		2		
資源循環型農畜産業特論		2		
栽培土壌管理特論		2		
害虫管理学特論		2		
農地環境工学特論		2		
水利環境工学特論		2		
水利施設ストックマネジメント特論		2		
ランドスケープ・デザイン特論		2		
景域生態工学特論		2		
食産業空間情報特論		2		
食産業再生可能システム特論		2		
環境計測・制御特論		2		
栄養機能科学特論		2		
食産業生物学特論		2		
食料生産機械特論		2		
食育・食感性特論		2		
グローバル・マネジメント・スタディーズ		2		
インターンシップ		2		
プロジェクト研究A		4		
プロジェクト研究B		4		
食産業学特別研究A		4		
食産業学特別研究B		4		

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究法	2			
食産業オミクス論	2			
サイエンス・コミュニケーション	2			
食産業とグローバル化特論		2		
食材生産特論		2		
食品加工特論		2		
食農環境特論		2		
食産業経済経営特論		2		
食材生産特別演習		1		
食品加工特別演習		1		
食農環境特別演習		1		
食産業経済経営特別演習		1		
食産業学特別研究	6			

宮城大学大学院食産業学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第31条第2項の規定に基づき、食産業学研究科の授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 食産業学研究科の授業科目、当該科目の配当年次、単位数及び必修・選択の別は別表のとおりとする。

(指導教員)

第3条 食産業学研究科の学生（以下「学生」という。）の研究及び論文学生の履修などへの適切な助言及び研究指導を行うために指導教員を置く。

2 指導教員は、専門分野を担当する専任の教員をもって充てる。

3 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

(履修登録)

第4条 学生は、履修しようとする授業科目について、指導教員の指導のもとに、毎学期の所定の期日までに、履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第5条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

二 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

(試験)

第6条 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義や指定日開講の授業については随時試験を行うことができる。

3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題レポートにより行う。

4 次のいずれかに該当する学生は、第1項の試験を受験することができない。

一 履修登録をしていない学生

二 試験時刻に20分を超えて遅参した学生

(成績評価等)

第7条 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

評価	評 点	学習到達度との関係
秀	90点以上	学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している
優	80点以上90点未満	学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している
良	70点以上80点未満	学習到達度が良好な水準で到達目標に達している
可	60点以上70点未満	学習到達度が到達目標に達している
不可	60点未満	学習到達度が到達目標に達していない

3 第6条第4項第2号の規定に該当し試験を受験できなかった授業科目又は正当な理由なく試験を受験しなかった授業科目については、原則として不合格とする。

4 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。この場合、当該授業科目については、第4条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

(追試験)

第8条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。

ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

2 前項の規定により追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科目の担当教員に申し出るものとする。

3 前項の規定により申出をした学生は、原則として該当科目の試験終了後1週間以内に、別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し、研究科長等の承認を得なければならない。

4 追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

(再試験)

第9条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生及び第7条第3項の規定により不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は、原則として行わない。ただし、学群教授会等が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 再試験の実施日時等は、該当授業科目の担当教員がその都度決定する。

3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

(不正行為)

第10条 第6条第1項に定める試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生がその期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行う。

2 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行うことができる。

(学位論文仮題目の届出)

第11条 学生は、学位論文（修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題の研究結果。以下同じ。）を執筆しようとする年度の4月末日までに、学位論文仮題目を研究科長に届け出なければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第12条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出し、論文審査の申請を行う。

2 学位論文の審査及び最終試験については、宮城大学学位規程の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

第13条 学位論文及び最終試験の成績については、第7条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 学位論文は、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 二 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

第14条 博士前期課程を修了するためには、2年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については1年以上在学すれば足りるものとすることができる。

2 前項の場合において、学位審査の論文をプロジェクト研究の成果に代えることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位及び次条の規定に基づき認定された単位については、別に定めるところにより、修了要件単位数への算入を認めることがある。

4 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた成績を上げた学生については大学院学則第38条第2項の各号に定める年数以上在学すれば足りるものとするすることができる。

(既修得単位等の認定)

第15条 大学院学則第35条及び第36条の規定により単位を修得しようとする者は、次の各号に掲げる書類を指定のあった期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 既修得単位等認定申請書
- 二 成績証明書（出身大学の大学院等の発行するもの）
- 三 申請する授業科目について、出身大学の大学院等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算、認定に必要な資料

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、この規程の改正の前日において在学する学生に対する専門分野、授業科目、配当年次、単位数、必修選択の別及び履修方法については、改正

後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22. 第 119 回理事会)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院食産業学研究科履修規程は、平成 29 年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

宮城大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(長期履修の対象者)

第2条 本学大学院において、長期履修を認めることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有し、かつ就業している者で、大学院学則第16条第1項に定める標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者
- 二 育児、介護等により標準修業年限で修了することが困難であると認められる者
- 三 その他やむを得ない事情を有すると認められる者

(長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年を超えない範囲とし、1年を単位として認めるものとする。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年とする。

(休学期間)

第5条 長期履修学生の休学期間は、前条に定める期間には算入しない。

(申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、指導教員の承諾を得た上で、長期履修許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修が必要であることを証明する書類
 - 二 その他研究科長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、原則として入学時に限り認めるものとし、入学手続期間の最終日までに行わなければならない。
- 3 入学後に、第2条に定める事由が生じた場合は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとし、第1項の規定による申請は、最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

(長期履修の許可)

第7条 学長は、前条の規定による申請があったときは、当該学生が所属する研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て、長期履修の可否を決定する。

- 2 学長は、前項の規定により長期履修の可否を決定した場合は、様式第2号により、学生にその結果を通知するものとする。
- 3 長期履修学生が、長期履修を希望する理由として申請した内容に変更が生じた場合には、速やかに研究科長に報告しなければならない。

(長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、当該長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修許可通知の写し
 - 二 その他研究科長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により長期履修期間の短縮を申請する場合は、原則として次の各号に定める期日までに行わなければならない。
- 一 長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前年度の開始日の2ヶ月前まで
 - 二 長期履修期間の2年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前々年度の開始日の2ヶ月前まで
- 3 第1項の規定による長期履修期間の延長の申請は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。この場合において、申請は長期履修期間の最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。
- 4 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。
- 5 前条の規定は、第1項の申請に準用する。

(長期履修の許可の取り消し)

第9条 学長は、長期履修学生が法令及び大学院学則等本学の規則規程に違反する行為をしたとき、または、長期履修に関し、虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料)

第10条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 平成21年度入学者にあつては、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年4月20日までに申請のあつた者については、第6条第2項第1号に定める期限までに申請があつたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成25年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

長期履修許可申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

_____ 研究科 _____ 課程

_____ 学籍番号（受験番号） _____

_____ 氏名 _____ (印)

下記のとおり長期履修を希望するので、宮城大学大学院長期履修規程第6条の規定に基づき申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
希望する履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修を希望する理由			
履修計画			
勤 務 先	名 称		職 種
	所 属 ・ 役 職 等		
	所 在 地		
現 住 所			

指導教員の意見	所属・職 氏名 _____ (印)
---------	----------------------

年 月 日

学籍番号
学生氏名 殿

宮 城 大 学 長

長期履修許可申請について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
現在の履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
申請した履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】
審 査 結 果	許 可 (又は 不許可)

長期履修期間変更申請書

年 月 日

宮城大学長 殿

_____ 研究科 _____ 課程

_____ 学籍番号（受験番号） _____

_____ 氏名 _____ (印)

許可された長期履修期間を下記のとおり変更したいので申請します。

記

入学年月日	年	月	日			
許可済の履修期間	年	月	日～	年	月	日 【年間】
変更後の履修期間	年	月	日～	年	月	日 【年間】
長期履修期間を 変更する理由						
変更後の 履修計画						
※以下は変更があった場合のみ記入						
勤務先	名 称				職 種	
	所 属 ・ 役 職 等					
	所 在 地					
現 住 所						
指導教員の意見	所属・職 氏名 (印)					

宮城大学大学院の学生による他研究科授業科目の履修に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本学大学院博士前期課程（修士課程）の学生（以下「学生」という。）による宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に基づく本学大学院の他の研究科（以下「他研究科」という。）の授業科目の履修について、学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(他研究科の学生に提供する授業科目の範囲)

第2条 大学院学則第34条の規定に基づき、各研究科が他研究科の学生に提供する授業科目の範囲は、講義の方法により行う授業科目とする。

(他研究科の授業科目に係る履修承認申請等)

第3条 前条に規定する他研究科の授業科目の履修（以下「他研究科履修」という。）を希望する学生は、あらかじめ指導教員及び当該授業科目担当教員の確認を得た上で、別に定める前期又は後期の授業科目履修登録期限前までに、別紙様式第1号により、学長に他研究科履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、当該学生が所属する研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、別に定めるところにより、その可否を決定するものとする。

3 教授会は、学長から前項の規定に基づく付議があったときは、適切な教育効果の発現に十分留意の上、その可否を審議するものとする。

4 学長は、第2項の規定により、承認の可否等を決定したときは、速やかに別紙様式第2号により、学生にその結果を通知するものとする。

5 第1項の申請が承認されたときは、事務部において当該授業科目の履修登録を行なうものとする。

(修得単位の修了要件単位数への算入)

第4条 前条の規定に基づき認定された修得単位のうち、修了要件単位数に算入できる限度は、次のとおりとする。

[修了要件単位数算入限度]

区分	事業構想学研究科	食産業学研究科
大学院学則第34条	4単位まで	6単位まで

2 修了要件単位数算入の認定を希望する学生は、学長に別紙様式第3号により修了要件単位数認定申請を行わなければならない。

3 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、教授会の審議によって、修了要件単位数認定の可否を決定し、前条の規定に留意の上、速やかに別紙様式第4号により、学生にその結果を通知するものとする。

(修得単位の成績表記)

第5条 第3条の規定により修得した単位の成績原簿及び各種成績証明における表記は、原則として次表によるものとする。

区 分	科目分類 区 分	科目区分	科目名称	単位数	成績評価の表記	科目担当 教員名
大学院学則 第34条	他研究科	履修した科 目の区分	履修した科 目の名称	履修した科目の 単位数	秀・優・良・可	記 載

(その他)

第6条 この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、軽微なものを除き、個別の研究科に関するものである場合は各教授会の、全研究科に共通するものである場合は全ての教授会の議を経て教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

他研究科授業科目の履修承認申請書

平成 年 月 日

宮城大学長 殿

_____研究科博士前期 学年
学籍番号
氏 名 (印)

大学院学則第34条の規定に基づき、_____研究科博士前期課程で開講されている下記の授業科目を履修したいので、承認されるよう申請します。

記

授業科目名	開講曜日・時限	担当教員名	確認印	指導教員名	確認印

(他研究科の授業科目を履修する目的・理由)

- 注) 1 原則として同一時限の授業科目の重複履修はできないので、時間割上、所属研究科の授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
2 申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
3 1及び2を確認後、授業科目担当教員の了承（確認印）を得た上で、本申請書を事務部に提出すること。
4 承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受 付	登 録

宮 城 大 第 号
平 成 年 月 日

(学 籍 番 号)
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科授業科目の履修承認について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり承認します。

記

開講研究科・課程	授業科目名	開講曜日・時限	担当教員名

他研究科修得単位の修了要件単位算入申請書

平成 年 月 日

宮城大学長 殿

_____研究科博士前期課程 学年
学籍番号
氏 名 印

他研究科の授業科目を履修し、単位を修得した下記授業科目について、修了要件単位として認定を申請します。

記

修得済み授業科目		
研究科名	科 目 名	単位数
		単位
		単位
		単位

宮 城 大 第 号
平 成 年 月 日

(学 籍 番 号)
学 生 氏 名 殿

宮 城 大 学 長

他研究科修得単位の修了要件単位認定等について (通知)

平成 年 月 日付けで申請のあったこのことについては、下記 (別紙) のとおり認定します。

記

修得済み授業科目			修了要件 単位算入 の可否
研究科名	科目名	単位数	
		単位	
		単位	
		単位	

食産業学研究科 論文審査基準

【博士前期課程論文審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士前期課程（修士課程）に在籍中の研究成果等に基づき、食産業学の分野における学術的な研究テーマおよび研究手法によって作成された論文を、修士論文として適格であると認める。

修士論文の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 当該専門領域における研究の到達点や食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して適切な仮説設定、データ収集、研究・分析手法、考察等がなされていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (新規性・有効性等) 当該専門領域において、学術的な新規性や実践への有効性が認められること。
- (5) (形式の妥当性) 学会誌の投稿要領等に従った学術論文の形式を踏襲していること。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即していること。

【博士前期課程「プロジェクト研究」報告書の審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士前期課程（修士課程）の「プロジェクト研究」の履修において、食産業における実践的な課題について学術的な研究手法によって研究した内容に基づく報告書を、修士論文に準ずるもの（特定の課題についての研究の成果）として適格であると認める。

「プロジェクト研究」報告書の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して適切な研究手法がとられていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (有効性等) 当該専門領域において、実践への有効性が認められること。
- (5) (形式の妥当性) 報告書として適切な形式であること。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即していること。

【博士後期課程論文審査基準】

学位論文審査委員会は、食産業学研究科博士後期課程に在籍中の研究成果等に基づき、食産業学の分野において新たな知見を得るなど学術的な意義が認められる原著論文を博士論文として適格であると認める。

博士論文の審査にあたっては、以下の項目について評価する。

- (1) (テーマの適切性) 当該専門領域における研究の到達点や食産業の動向を踏まえ、適切な研究テーマが設定されていること。
- (2) (研究方法の適切性) 研究テーマに即して、学術団体において適切と認められている研究方法により、適切な仮説設定、データ収集、研究・分析手法、考察等がなされていること。
- (3) (既存研究との関連の適切性) 当該専門領域における既存研究のレビューを踏まえた研究内容であること。
- (4) (新規性・有効性等) 当該専門領域において、新たな知見を加える内容、または食産業における有効性が認められる内容であること。
- (5) (学会誌等での公表) 審査を受ける論文の主要な部分が既に査読付きの学会誌ないしはそれに準ずる査読付きの刊行物において1報以上の日本語または英語で書かれた論文として刊行されていること。但し、この論文は在学期間中に投稿され、かつ筆頭著者であることを要す。なお、刊行が決定している場合は既に刊行された物と同等に扱う。
- (6) (規程等の遵守) 宮城大学研究倫理規程等、学内の規程に即しており、特許等の知財に関する社会的な規程にも即していること。